

桂川町農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月10日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	藤川 房信	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏		
1	池部 稔	7	山邊 俊明	12	金田 幸久
		8	神崎 宏昭	13	平塚 重義
3	竹本 貞男	9	中嶋 和幸	14	樋口 重徳
4	林 英明	10	原 中 壽		

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第13号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議 案 第14号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4)報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉

書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和5年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和5年度第5回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番 野上伸太郎委員 11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を1番 池部稔委員、3番 竹本貞男委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。今回は2件ありますので審議番号①から始めます。地区担当の藤川委員より説明をお願いします。</p>
藤川委員	<p>ご報告いたします。今回の申請につきまして、8月10日に農業委員会事務局の原田氏の立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の〇〇(株)分譲宅地として利用する為、農地の転用の申請が出ております。既に地元の水利関係者との協議も行われ了承も得られておりますので特に問題ないと判断しております。皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【議案書に基づき説明】</p> <ul style="list-style-type: none">・併せて農地法3条 4条 5条について説明。
議長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等</p>

はございますか。

林 委 員 この図の下側が〇〇の駐車場ですか。

事 務 局 そうです。

竹 本 委 員 転用するという事ですが、〇〇とは、どういう会社ですか。

議 長 分譲住宅会社です。

竹 本 委 員 家が建つのですか。

事 務 局 戸建ての住宅です。

議 長 弁分の会社です。

事 務 局 ここで5ページを開いてください。計画平面図があります。ここが農地転用の計画で、赤く示している所が道路です。○をつけている所が宅地を分譲する場所です。9区画です。

神 崎 委 員 農業用水路はどのようになっていますか。

事 務 局 水路関係につきましては、転用の申請段階で水利組合長さんと話し合いをして頂いており、その件につきましては承諾済みです。

議 長 ここの中を水路が通るかどうかです。

事 務 局 水路は道の間を通っています。5ページの8区画と1区画の間が水路です。断面図で言うとB～B断面。

神 崎 委 員 2ページの青色の線が水路ではないですか。

事 務 局 下側。J A側という事ですかね。J A側の方はC～C断面になりまして水路よりも宅地側で擁壁が出来ますので水路は現況のまま残ります。東西です。南北の所は水路を超えていく形です。水路をかぶせる様な形で道路

の部分はなっています。6 ページA～A断面が5 ページのA～A断面で区切っております。道の途中で白抜きになっている所が水路になりまして、6 ページのA～A断面の真ん中よりも左寄りに黒が現況で、蓋をかぶせるような形で計画がなされております。農業委員会で農地転用の許可が下りた後、開発協議が建設事業課主管の方でありますので、その時に要望があれば業者の方に対応して頂くことが出来ます。当方で水路の管理ができるようにというところです。

林 委 員 開発協議では道路幅はどの位いるのですか。

事 務 局 大きな開発ですと6 mくらいになりますが、ここはミニ開発で町の案件になりますので、5 mくらいだと思います。

林 委 員 町道の方です。桂寿苑の前の道路です。

事 務 局 既存の道路ですから、6 mはありません。

林 委 員 開発できるのでしょうか。

事 務 局 県開発ではありませんので。

林 委 員 県開発は どのくらいですか。

事 務 局 3, 0 0 0 m²以上だったと思います。

高 嶋 委 員 開発をしていて、進入口を塞がれ進入できない場合、計画では、進入口を設けますという事になっていますが、進入できない時、指導はどうなるのでしょうか。

事 務 局 農地転用の計画通りにという所です。変更するのであれば、変更申請をして頂かないと、違反転用という位置づけになります。

高 嶋 委 員 強引に進めて既存の形を作って見つかった場合は。

議 長 それは 現況復旧してもらわないといけません。奥の方の土地に進入口がないという事になります。最初に進入口を作るという事で許可をしておりますので、それは現況復旧してもらうことになります。

高 嶋 委 員 | それでも業者が対応しない場合はどうなりますか。

議 長 | 以前、何度注意をしても違反転用を繰り返す業者があり、裁判になりました。裁判に勝利し現況復旧させたという事例があります。しかしながら難しい部分もあり裁判で100%勝利できるかということ、とんでもありません。ですので、農業委員会で認めるには取り付け通り進入路はつくる。違反をすれば現況復旧してもらいしかありません。
水路の件も、どこに通っているのか分からなかったのも、ここを通るのであれば、上を塞がれたら完全に水路を掃除できないという事になります。そうすれば下の人に迷惑をかけることになります。

〇〇 委 員 | 水路の上を使うという事です。

〇〇 委 員 | そこは水利組合長さんとの話は出来ているのですか。

議 長 | 床版になると掃除が出来ません。
それは業者との話し合いになります。水路が来ないようになれば困りますので。なかには、『水路をつぶします』と、但し、新たに水路を作りますという案件はあります。この場合は出来ないと思いますが、出来れば上をグレーチングか何かで通してもらえばいいかと思います。皆様の方でもこのような案件がくると思います。1番に考えないといけないのは水路の事です。

他に何かありませんか。なければ採決いたします。審議番号①について議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 | 全員賛成ですので、審議番号①は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、審議番号②について議案に供します。地区担当の高嶋委員、説明をお願いいたします。

高 嶋 委 員 | ご報告いたします。今回の申請につきましては、8月10日に農業委員会事務局の原田氏の立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の(有)〇〇土木が宅地分譲造成を行うため、農地の転用許可が出されております。既に地元の水利関係者との協議も行われ了解も得られておりますので特に問題はないと判断しております。皆様の審議の程、宜しく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づき説明】**

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

林委員 これは県開発事業ですか。

事務局 県の開発事業です。

林委員 先程言った通り、道路の方は大丈夫でしょうか。そこに入るまでの道路は何m位あるのでしょうか。

事務局 4.56mと書いてあります。11ページの計画平面図で、中学校下の道路です。

林委員 広い所が、4.56mですね。県の許可は通るのでしょうか。町の道路は一般の方は通れませんよね。

事務局 そうですね。

林委員 そうなると入れませんよね。

事務局 役場側からは入れません。中学校側からではないと入れません。道路の方の計画は把握をしていないのですが、この図面でいきますと、今言いました4.56m現況はその様になっていますが、側溝を這わせています。開発地の横は6mまで延ばしているのかなというイメージはありません。

林委員 4.56mの下の方は、まだ狭いですよね。

事務局 はい。そこは開発の範囲外になっています。あくまでも接している接道の部分は6mにという考え方ではないかと思っています。

高嶋委員 水源が欲しいという事でしたが、『取水の権利は放棄されているので、河川から水をとることはできません』という事を元の持ち主に言いました。

神崎委員

この場合、周りが宅地になっていて、作付に向かない土地であり、転用した時に申請時に宅地造成に使われるのだろうと感じながらも手を挙げたのですが仮に農地の端に疑わしい方が買われて、管理はされるのかと思っていたら、何年後かに家なり施設なりを建設された場合、周りの方が転用や売買をする前に『反対』というものなのか、それとも、5条申請が出た時に『いやそれは申請できません』というものなのか。

議長

個人の土地でありますのでそれを反対できるのは、一種農地だけです。ここは三種農地で、止めることはできません。本当は農地として活用できるのがいいのですが、農地として使うという話でしたので許可をしたのですが、実際、農業機械等を所持していない人に農地を売ることで自体を今後、農業委員会が考えていかないといけません。下限面積というものがあつたのですが、撤廃されたので買おうと思えば買える状況です。ですから、今回のようなケースが出てくる可能性がありますから、農家をしたい、畑をしたいという事であれば農業機械を確認してからOKを出す状況にしないと、今回の様に草刈りはしていたという事ですが住宅に転売するという事になりました。我々も今まで農地で管理していくという話を聞いていたので、住宅が建つという状況でなりました。県でも問題になっているのは資材置場で申請して翌年には住宅が建っている。資材置場にすれば農業委員会で農地ではなくなりますので、資材置場にして後に住宅を建てたという事が数件あるという事です。ですから最初に農地で買われる時には、地元の人も入って農業委員会もみていかないといけません。

神崎委員

その様な案件が出た時に、どこまで判断をしていいものか。

議長

その様な時は、役場、事務局に相談をされて、どのようにすればよいか、皆さんに相談されるのも良いのではないのでしょうか。個人の私有地ですから、なかなか言えない部分もあるかと思いますが。

他はいいのでしょうか。それでは採決いたします。審議番号②について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長

全員賛成ですので、審議番号②は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第13号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入りたいと思います。質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

林委員 16ページ。下の方、〇〇さんという方は、2,612㎡だけ作っているのですか。

事務局 〇〇さんは、桂川町では、2,612㎡のみ作っておられます。

林委員 少ないように思いますが。

事務局 〇〇さんと〇〇さんは親戚という事で、使用貸借 10年で再契約になっています。

議長 他はよろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第14号 桂川町農用地利用集積計画の所有権移転の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号 桂川町農用地利用集積計画の所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第14号 桂川町農用地利用集積計画の所有権移転の決定について原案のとおり決定いたしました。

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による届出について

その他事項

- ・現況証明願いについて
- ・県民手帳について
- ・公務災害補償制度の加入手続きについて
- ・農地パトロールについて
- ・あっせん要望について

次回の農業委員会は9月8日（金）に行います。

以上を持ちまして桂川町農業委員会第5回総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人